

カナダにみる離婚と年金

||とくに西部諸州について||

目次

- 一 はじめに—わが国の事例—退職金・年金
 - 1 財産分与に含めないもの
 - 2 財産分与に含めるもの
- 二 カナダの諸州にみる離婚と年金
 - 1 ブリティッシュ・コロンビア州
 - 2 サスカチエワーン州
 - 3 マニトバ州
 - 4 アルバータ州
 - 5 オンタリオ州
- 三 おわりに

村

井

衡

平

一 はじめに—わが国の事例—退職金・年金

夫婦が離婚するとき、各自が婚姻前より所有していた個有財産およびこれらの個有財産の運用によつて婚姻中に取得した個有財産は別として、婚姻後に取得・蓄積された夫婦の共有財産について、必然的に財産分与の問題が生じてくる。夫婦の財産は双方の協力によつて形成・維持されたものであることを前提にして、離婚に当り、それが一方のみの名義になつていても、他方はその形成・維持に寄与した割合に応じて、財産分与を請求することができる。財産分与の法的性格をどのように理解するか、いくつかの見解があるが、それに清算的な要素と扶養的な要素が含まれていることについて、異論はない。ところで、財産分与にいう「財産」には、夫婦が離婚する時点において現実に存在している動産・不動産・預貯金等の債権のほかに、すでに支給されたか、将来支給される予定の退職金および恩給・年金を含めて考える必要がある。

退職金の法的性質として労働報償説、生活保障説、賃金後払説等がみられるが⁽¹⁾、どの説をとるにせよ、夫婦の一方がこれまで在職していた企業・会社等の職場を退職し、退職金を受給する場合に、この退職金も永年にわたる他方の協力によつてはじめて取得できた夫婦共同の財産にほかならない。離婚時にすでに受給している場合はもとより、今後に支給される場合でも、当然に財産分与の対象とすべきものと考えられる。同じ理論は、離婚時に一方がすでに受給し、または将来に受給するはずの恩給・年金についても妥当しよう。⁽²⁾ 一応、このように考えられるが、一方が将来に受給するはずの退職金・年金であつても、それを現実に受給できる可能性—蓋然性の点からみれば、場合に応じて、その程度に差が生じることは避けられない。蓋然性の高い場合は、これを離婚時の

財産として、財産分与の対象に含めてもよいが、蓋然性の低い場合は離婚時の財産とはいえず、したがって、財産分与の対象にできないのではないかと考えられる。

ここでは、平成十年頃までの事例に現れたところにより、離婚時において、夫婦の一方がまだ退職金または年金の支給をうけておらず、それが将来に支給される蓋然性が低いとされ、財産分与の対象に含められなかつた事例をあげてみよう。

- (1) 大津千明「離婚給付に関する実証的研究」一一八頁、一九九一年。
(2) 二宮孝憲「離婚時の扶養―年金に対する権利の清算」家族・社会と法 一九九三年、一二一頁―一三頁。大津千明・前掲書二〇九頁。東京弁護士会「離婚問題法律相談ガイドブック」一五頁―一六頁、一九九七年。

1 財産分与に含めないもの

- ① 昭和三十二年十二月四日長野地裁判決⁽¹⁾において、妻が離婚に際し、公務員である夫が現在退職すればどれだけの退職金・年金が得られるかを算出し、退職金の二分の一と退職年金の二分の一に、当時四十五才の妻の平均余命（二八・三六年）を乗じ、ホフマン方式によって年利五分の中間利息を控除した額を請求した。裁判所はこれに対し、懲戒解雇などがあれば、退職手当や退職年金などは支給されないことになるから、将来、必ずしも退職金・退職年金などが支給されるとは限らないし、離婚時において、このような不確定的な権利を金銭に換算すること自体が不可能であるという理由で、いずれも財産分与の対象となる財産に含めていない。
- ② 昭和六十一年一月二十九日東京高裁判決⁽²⁾において、退職金または退職年金ではなく、生命保険金が問題と

なつてゐるが、参考のためにあげてみよう。裁判所によれば、夫は毎月一万円余の共済組合長期払金を負担し、しかも婚姻前である昭和四十六年頃から毎月生命保険料を支払つてきている事実が認定された。これらは将来、夫に退職または死亡等の事情が生じ、その事情いかんによつて妻が一定の給付を得られるか否かが定まるものであつて、このよくな不確定要素の多いものをもつて夫婦の現在共同財産とすることはできないとし、退職金・年金と同じ理論のもとづいて、裁判所は妻の分与請求を認めていない。

- (1) 下級民集八巻十二号二三七頁。
 (2) 判時一七八五号一一二頁。

2 財産分与に含めるもの

さきに1にみたのは、離婚時において、夫婦の一方が将来に退職金または年金を受給する蓋然性の低い場合であり、事例も限られていた。これと対象的に、すでに離婚時に退職金または年金の支給をうけたか、または近い将来に支給をうける蓋然性が高いと判断されるときは、別の結論へと導かれる。

□ すでに受給しているとき

① 昭和三十二年八月二十四日東京地裁判決⁽¹⁾において、夫は地方公務員、妻は行政書士であり、婚姻期間二十年のうち、十年間は別居していた。夫は定年で退職すると妻と別居し、以前から付合つていた女性と同居した。

夫の退職金は七一万円、恩給は年額一〇万八四〇円と認定された。妻からの離婚および財産分与の請求に対し、裁判所は次のように判断している。すなわち、夫が多額の預金・出資金を有することができたのは、妻が彼女自身の生活を支えるに足る収入を得ていたことが多分に寄与したものと認められ、退職金・恩給を受給することができたのも妻の協力・扶助の結果であるとし、夫に対し、二〇万円の財産分与を命じている。これは夫の恩給の五分の一、つまり二万円の十年分に該当する。

② 昭和五十八年九月八日東京高裁判決⁽²⁾において、夫婦は昭和三十一年に婚姻し、昭和四十三年より九年間の別居後に夫が提起した離婚の訴の反訴で妻が財産分与として三、〇〇〇万円の支払いを求めた。裁判所はこれに對し、婚姻の期間等の事實關係に照らし、夫が電々公社を退職するに當つて昭和五十一年に受領した退職金のうち、三分の一程度は妻の寄与によるとみるのを相当とするとし、財産分与として一、五〇〇万円の支払いを命じている。

③ 昭和六十二年六月七日東京高裁判決⁽³⁾において、夫は会社の代表取締役として、昭和六十一年九月まで月収手取りで約九〇〇万円を得ていたが、業績不振のため十月より役員報酬はゼロとなり、代わりに厚生年金の支給をうけ、昭和六十一年で一ヶ月一八万三、〇〇〇円を得ていて。そのほか、昭和四十二年より額は不明であるが在職年金をうけている事實を認定し、裁判所は現在七十五才である妻のために財産分与として一、二〇〇万円を支払うよう命じている。

④ 昭和六十三年十月四日広島家裁審判⁽⁴⁾において、裁判所は夫婦が離婚の際に共有不動産を売却して代金半額を分与する旨の合意をし、夫の単独名義としたが、夫が売却しない事實を認定した。だが、合意によらずに適正額を算定し、また夫が昭和四十七年一月頃より昭和六十三年三月まで在籍した会社の退職金の手取額は二七〇万

円であるが、この在職期間の殆んどの部分は、これよりはるかに長い婚姻期間に略ぼ重なつており、夫はその間に妻から家事労働を含むさまざまの協力を得て勤務を続けてきたことを推知した。そのうえで、妻の主婦としての寄与貢献を考慮すると、寄与割合は少なくとも三〇パーセントと評価するのが相当であるとし、退職金二七〇万円のうち少なくとも八一万円を妻に分与すべきものとしている。

- (1) 判タ七七号五四頁。
- (2) 判時一〇九五号一〇六頁。
- (3) 判時一二八一号九八頁。
- (4) 家月四一巻一号一四五頁。

□ 将来に受給するとき

約六ヵ月後 昭和六十一年十月十三日東京地裁判決⁽¹⁾において、裁判所は夫が近い将来（昭和六十二年四月の予定）に勤務先を退職し、その際、婚姻中に取得した財産として夫名義の不動産のほかに、相当額（二、〇〇〇万円を下らない）の退職金の支給をうけること、妻の離婚後の生活に不安があることなどを考慮し、夫に一、五〇〇万円の分与を申じている。

二年後の予定 昭和六十二年三月三十一日東京地裁判決⁽²⁾において、裁判所は、妻が夫に対し、婚姻中に取得した財産として夫婦共有の不動産のほか二年後に迫つた夫の定年退職時に支払われる退職金債権があるとして、財産分与を申立てたのに対し、退職金債権の約二分の一に相当する八〇〇万円の支払いを命じている。

五年後　平成四年七月二十二日東京地裁判決⁽³⁾において、裁判所は、夫婦の婚姻期間が二十二年間、夫が五年後に定年退職を迎える場合に、退職金自体は将来の所得であり、確實にどれだけ得られるかわからぬから、退職金 자체を分与の対象となる財産にはできないが、分与の方法を定めるに当つて考慮すべき事情の一つとみてゐる。

昭和五十九年十二月二十六日東京地裁判決⁽⁴⁾において、夫が新聞社に二十八年間勤務したことにより支給されるとみられる年額九〇万円の厚生年金について、裁判所はこれを夫婦の共同財産として、離婚に当り財産分与の対象とすべきであると認めた。そのうえで、受給は夫が六〇才に達する昭和六十五年からであるから、夫が平均余命二十年で七十五才まで生存するとすれば、受給期間は十五年であり、その間の中間利息をホフマン方式により、毎年毎に年五分の割合により控除して、その受給総額の現時点での価額を八三三万六、五三〇円と算出し、そのうち四〇〇万円を妻への財産分与として認めている。

将来受給　平成九年一月二十二日横浜地裁判決⁽⁵⁾において、夫は昭和五十八年四月十日に高校に就職し、同年十二月理事となり、昭和六十一年四月からは常任理事に昇格し、平成六年十二月末には常任理事を辞めて理事となつた。ところで、同学園では、常任理事を退職した時に退職金を支給されるが、その具体的な金額の計算とその支給自体は、常任理事退職後理事に止まつた場合には、理事を退職した時点で最終的に金額を計算したうえ、理事会の承認のもとに支給される扱いとされている。その場合、特段の事情のない限り、右理事会の承認を前提に、一一九一万七、五〇〇円が支給される可能性が高い。退職金のもつ性質や右にみた同学園の常任理事在職期間と婚姻期間との関係等に照らすと、将来夫が取得する退職金は一人の共有財産であつて妻はその二分の一を夫から分与をうけるのが相当と認めてている。

受給がほぼ確実 平成十年三月十三日東京高裁判決⁽⁶⁾において、裁判所は、退職金であつても、その支給をうける高度の蓋然性が認められるときは、これを財産分与の対象とすることができると解するのが相当とし、これにもとづいて次のように判断している。すなわち、本件において、夫の勤務する企業の規模等に照らして、夫は退職時に退職金の支給をうけることはほぼ確実である。夫は、退職時期は未確定であり、死亡する可能性もあると主張するが、退職金のうち財産分与の対象となるのは、婚姻期間に対応する部分である。離婚後のどの時点で退職しようと、財産分与の対象となる退職金の金額は変わらないから、夫の主張するような事情を考慮する必要はない。退職金が仮りに退職前に支給されていたとしても、その金額が退職後まで残存しているとは限らない（何らかの消費的支出に充てられる可能性がある）、夫が支給をうける退職金について、妻の寄与率を夫と一緒にみるのも妥当でない。したがつて、本件においては、退職金について妻の寄与率を四割とするのが相当としている。

- (1) 判タ七〇八号一二二頁。
- (2) 判タ七〇八号十二一頁。
- (3) 二宮周平・榎原富士子「離婚判例ガイド」一〇五頁、一九九四年。
- (4) 判タ五五四号二二九頁。
- (5) 判時一六一八号一〇九頁。
- (6) 家月五〇巻十一号八一頁。

カナダにみる離婚と年金の問題を検討するに先立ち、この問題についてわが国の裁判例が、どのような事情のもとで、どのような判断をしているか概観してみた。離婚時の夫婦間の財産分与と関連して、夫婦のいずれにと

つても、まとまつた金額の一時的な収入としての退職金が紛争の種としてとり上げられる例のあることに気付いた。夫婦の離婚時に一方がすでに退職していて、退職金もすでに支給されている場合もあるうし、離婚後に退職し、退職金の支給もその後ということもあるう。それぞれの具体的な事情に応じて、退職金が離婚時の財産分与の対象となるかどうか、ちがつてくる。同じことは年金についても妥当するにちがいないが、判決として現われるこどもなく、協議離婚ないし離婚調停の段階で適切な解決が試みられているのが現実ではないかと推測される。

二 カナダの諸州にみる離婚と年金

前節にみたわが国の事情を念頭におきながら、カナダ西部諸州に眼を向けるとき、離婚時の夫婦財産⁽¹⁾の分割の対象として、退職金よりもむしろ年金が問題の焦点になつてている点に特色がみられる。カナダにおいて、年金は連邦または州のいずれの法律によつて規律されるのであるうか。ここでカナダの年金体系を概観すれば、次のように説明されている。すなわち、カナダの年金体系は三つの層からできている。まず、基礎にあるのは、一九五一年の「老令保障法」を根拠とし、一九五二年に制定された、ケベック州を除く全国民の六十五才以上に適用される「老令保障年金」(Old Age Security Pension. OAS) であつて、一般に「老令年金」(Old age Pension) とよばれ、税方式の定額給付によつている。さらに所得調査を伴う補足的な制度としての「補足所得保障」(Guaranteed Income Supplement. GIS) および「配偶者手当」(Spouse Allowance. SPA) がある。GISはOASの給付に厚みをもたせるもので、一九六七年に導入され、SPAはOASの配偶者を対象としたもので、一九七五年に導入された。いずれも連邦政府の厚生省が管理し、これら三つの組合せによつて、老令者に最低部

分の保障を提供している。⁽²⁾

第二の層としては、強制的な公的拠出制度として一九六八年一月一日に制定された所得比例の年金制度であり、「カナダ・ケベック年金制度」(Canada/Qubec Pension Plan. CPP/QPP) によれば、十八才から六十五才までのすべての労働者に適用される。⁽³⁾

右にみた第一および第一の層はいずれも公的年金であるが、第三の層として私的年金があり、これに拠出制および給付制の職域（企業）年金および「登録退職貯蓄制度」(Registered Retirement Saving's Plan. RRSP) がある。PPSPは、労働所得がある者が、給付の一一定割合（一九九七年で十八ペーセント）と定額（一九九七年で年間一三、五〇〇ドル）のいずれか少ない金額の範囲内で非課税で運用できる制度とされている。⁽⁴⁾ いのうな年金の体系は、連邦の法律のみでなく、各州の法律によつても与えられているわけである。

ところで、夫婦が離婚するとき、各自の特有財産は別として、共有財産があれば、その分割が問題になる。婚姻住居・預貯金が共有財産の大部分を占めることになろう。その他に夫婦の一方がすでに支給されているが、今後に支給されることになる年金があるとき、果して年金は夫婦財産に含まれるのかどうか。」の問題について、カナダにおける家族法の分野での主要な争点は、夫婦財産のなかにある、分割できる資産としての年金の取扱いに関する。⁽⁵⁾ 婚姻住居および職業上の年金は大部分の夫婦にとって、婚姻破綻に当つて争う価値のある唯一の財産であるとか、年金は将来のある時点で支払われるものであり、評価の問題と分割という問題の技術的かつ実際的な双方の面を含む独特な一群の財産であるともいわれる。このような説明によつてもわかるように、カナダにおいて、年金—詳しくいえば年金を受給する権利—は家族財産の一部をなす財産と認められている。⁽⁶⁾ いのうに年金が価値のある財産とすれば、ときに応じてこれを評価し、また必要であれば分割の対象にもな

る。場合を分けてこれを具体的にみなければならない。まず、離婚時に夫婦の一方がすでに退職等により条件を満たして年金を現実に受給しておれば、すでに受給した部分は一括して家族財産に付加し、今後受給する部分は支払期限が到来するごとに、他方に適切に分割することが必要となる。これに対し、離婚時によまだ年金を受給する資格がなく、将来のある時点ではじめて、退職等により受給権が生じるときはどうであろうか。この場合は二つの方法が考えられる。⁽⁸⁾ 一つは、離婚の時点で、将来発生するはずの受給権をなんらかの方法で評価し、これを他方に分割する (Retirement method)。⁽⁹⁾ もう一つは、離婚時に年金を現実に受給することができるようになつてはじめて、分割を考え、それまでは分割を遅らせる方法である (Deferred distribution scheme)。

さきに一九六八年に制定された連邦の所得比例年金には、一九七八年より年金受給権の分割の規定が設けられた。その内容は次のように説明されている。すなわち、この規定では所得比例年金に加入する機会のない主婦の保護を目的とし、離婚に際して、婚姻期間中に取得された年金受給権は夫婦に平等に分割される。ただし、婚姻期間中に少なくとも継続して十二カ月は同居していたことが必要である。一九八七年の改正以前は、この期間は三年が必要とされ、年金の分割も請求にもとづいて行われていたが、現在では離婚の届出によつて自動的に分割されるという。⁽¹⁰⁾ 右にみた二つの方式のうち、後者がしばしばカナダの西部諸州で利用されるのが現実のようである。⁽¹¹⁾ 本稿では主として西部の五州—ブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州、サスカチエワーン州、マニトバ州およびオンタリオ州を対象にし、離婚時に年金の問題を一九八〇年代の各州の判例がどのように扱っているか、順を追つてそれらの内容を検討することとする。その際、年金について各州は家族財産に関する法律またはそれと別個の法律によつて規律しているため、本稿でもこれらの法律が関連をもつてくる。

(1) 州により夫婦の財産の名称が主として夫婦財産または家族財産とされるため、本稿でも二つの名称が混在するこ

スミダラ。

- (2) 社会保障研究所編「カナダの社会保障」八五頁一八六頁、一九九五年。
- (3) 前掲書・八八頁一八九頁。
- (4) 前掲書・九六頁一九七頁。
- (5) E. D. Pask and C. A. Hass, Division of Pensions. The Impact of Family Law on Pensions and Pension Plan Administrators. C. F. L. Q. vol. 9. p. 133. 1992.
- (6) Alastair Bissett-Johnson Three Problems of Pensions-An overview. C. F. L. Q. vol. p. 137. 1990.
- (7) E. L. Lenkinsky. A practical Guide to the Family Law Act. 1986. p. 43.
- (8) E. D. Pask and C. A. Hass, op. cit. p. 134.
- (9) E. D. Pask and C. A. Hass, op. cit. p. 135.
- (10) 社会保障研究所編・前掲書九一頁一九二頁。
- (11) E. D. Pask and C. A. Hass, op. cit. p. 135.

1 マリト・イシハラ・プロハント著

一九六〇年の「妻所有財産法」(The Married women's property Act)は第三条において、妻のために特有財産の制度を維持し、⁽¹⁾同時に一九七一年の「家族関係法」(The Family Relations Act)では、第八条一項によつて、「裁判上の裁量を伴つた特有財産」の制度が認められるに至つた。⁽²⁾たゞ、第八条にはそれがカバーすべき財産について、ほんべん指摘していなかつて、また裁判所が裁量権を行使するに当つて考慮に入れるべき要因を列挙

ある」といふなかつた。

一九七二年十月にバージャー判事が議長となり、「王立家族・児童法改正調査委員会」(The Royal Law Reform Commission on Family and Children's Law) が設立され、一九七五年に提出された報告書によれば、これもやのよつた特有財産の方式を維持するいとを拒否し、「完全かつ直接の共通財産制」を採用すべしとを勧告した。⁽³⁾ その後、糾余曲折を経て、一九七九年の「家族関係法」(The Family Relations Act) が一九八〇年五月十七日より施行された。同法は平等の分配を伴つ「据え置かれた共通財産」の制度を採用したといわれるが⁽⁴⁾、実のといへ、家族財産として定義される財産の半分の利益を夫婦の一方に付与する特有財産の制度であつた。同法第四十五条。一項は、「夫婦の一方または双方によつて所有され、かつ、家族のために夫婦の一方または双方の未成年の子によつて普通に使用される財産は、家族財産である」と定義し、四項では、家族財産の定義に、「年金 (an annuity or a pension) のよつての夫婦の一方の権利、扶助料、家屋の所有権⁽⁵⁾ほか退職年金制度 (Retirement Savings plan)⁽⁶⁾」を含むるのとし、年金を配偶者の権利として認めてくる。いじめ、年金の問題を州の判例がふのよつて扱つてゐるが、その内容を検討するいよいよや。

- (1) R. S. B. C. 1960. vol. 2. ch. 233. p. 2583.
- (2) R. S. B. C. 1972. ch. 20. p. 59.
- (3) H. Holland, Reform of Matrimonial property Law in Canada. C. J. F. L. vol. 1. p. 13. 1978.
- (4) N. Parkinson, Who needs the uniform Marital Property? U. of Cincinnati L. R. vol. 55. p. 691. 1987.
- (5) R. S. B. C. 1972. vol. 2. ch. 121. p. 13.
- (6) Is the Pension "Property"? R. F. L. 2d. vol. 28. p. 139. 1990.

① Rutherford v. Rutherford (一九八一) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九四九年八月に婚姻した。夫は当時も現在も州の公務員であり、妻は婚姻当時より引続いて責任のある仕事についていたが、家庭を守るために仕事を辞した。二人の子が成長したのち、妻はパートの仕事に戻り、その後フルタイムとなっていた。一九七六年十一月に夫婦は別居した。妻は夫の姦通を理由に同七八年九月に離婚の訴を提起した。

原審での主要な争点は、家族関係法に従つて夫の年金受給権を適切に分割することにあつた。原審の認定によれば、年金は家族財産であるとされ、別居の日の計算にもとづいて、妻に「分割されない半分」の利益(Undivided Halfinterest)が与えられた。夫は控訴し、年金が家族財産であるためには、年金についての現在の権利がなければならぬと主張した。妻も反訴により、原審は夫が退職せず、それにより年金受給権が開始すれば、妻が扶養料を請求するための規定を設けたが、むしろ退職年金委員に対し、年金受給権を分割し、彼女と別個に取決めをするよう命じるべきであったと反論した。

裁判所はこれに対し、夫の控訴を棄却し、妻の反訴の一部を認容し、次のように判断している。すなわち、一九七九年の家族関係法の第四十五条・三項(a)によれば、「年金のもとでの夫婦の一方の権利、扶助料、婚姻住居の所有権または退職年金計画」を家族財産に含めている。⁽²⁾夫が退職しないで年金を受給しなくとも、彼は妻に対し、彼が退職したならば妻がうけるべき金額を基礎にして、妻に補償金を支払うべきである。夫は妻の分け前の信託受託者であり、妻には担保を請求する権利が留保されるという。

この事件はブリティッシュ・コロンビア州での年金に関するリーディング・ケイス⁽³⁾であり、しかもカナダにおいて最も早い時期に年金を分割・分配した判決としてその名を留めている。⁽⁴⁾ここで夫の年金に関するさらに具体的

的な内容として、次のような事情を知る人がいい。

夫は州の公務員として、長年の間、公務退職年金基金 (The Public service Superannuation Fund) に拠出を続けてきた。合計金額は一九七六年十一月に別居するまで、一一一、八八〇ドル、やむに一九八一年の離婚時には三一、一八八ドルとなる。規定に従つて計算すれば、彼は退職により、過去五年間の平均給与の七十パーセントを年金として受け取ることになる。このよつたな事情を背景にして、夫は自分がまだ退職していないから、現在の時点では退職年金を請求する権利は発生しておらず、したがつて妻がその権利の分割を求める」ともでないはずだと主張する。妻はこれに反論し、夫がまだ退職していないとも、年金の受給を請求する権利はすでに発生しているから、夫が退職したとき、その権利につき妻として当然に分割をうけるべき分け前があるはずだという。年金を受給する権利が家族財産に含まれる」とは、夫婦双方とともに当然の前提として議論してくる。裁判所もこれを基礎において、右のよつたな夫の立場を、妻の分け前についての信託受託者と認定したい」とにならへ。

- (1) R. F. L. 2d. vol. 23. p. 337. p. 1981.
 - (2) R. S. B. C. 1979. vol. 2. p. 13.
 - (3) E. M. Roche, Treatment of Pensions upon Marriage Breakdown in Canada. A comparative study. C. F. L. Q. vol. 1. p. 191. 1987.
 - (4) E. D. Pask and C. A. Hass, Division of Pensions: the Impact of Family Law on Pensions and Pension plan Administration, C. F. L. Q. vol. 9. p. 136. 1992.
- ② *Strahl v. Strahl* (一九八五) 事件^(一)
- この事件において、夫は一九五一年以来、鉄道員として働いていたが、一九五六年に婚姻した。その後、一九

七九年に妻が離婚の訴を提起し、家族関係法のもとで二つの主要な財産の分割を請求した。婚姻住居の売却金および夫の年金がそれである。年金は一四七、五〇〇ドルの評価をうけ、家族財産の約三分の一を占めるとされるから、総財産は約二一一、〇〇〇ドル、婚姻住居の売却金は約七三、〇〇〇ドルとなる。夫の年金への期待は、彼が一九八六年まで仕事を継続するが、彼が五十五才に達する一九八六年まで生存すれば実現されることになる。原審において、両財産に対する夫婦の利益は平等であると認定されたが、夫は妻に三二、〇〇〇ドルを一括払いするのに加え、婚姻住居の売却金を妻に引渡すよう命じられたので、双方が控訴した。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、原審の命令は夫にとつて不公正であつた。婚姻住居については夫の持分をすべてとり上げてはいるし、さらに夫が近い将来にのみ受取ることになる年金受給権について、現在の時点で支払いを命じている。適切な命令としては、婚姻住居の売却金を夫婦に平等に分割し、また妻のために年金受給の権利を宣言すべきであるという。

本件において、原審が家族関係法のもとで婚姻住居を家族財産と認め、それを売却した代金について、夫婦がそれぞれ半分の権利を有することを認めた点は当を得てはいる。だが、他方において、夫の権利を全く無視し、婚姻住居の売却金をすべて妻に引渡すよう命じる根拠を明らかにしていない。他方、年金に関連し、夫から妻へ三二、〇〇〇ドルの一括払いを命じている。これは夫が近く退職すれば受給することになる年金を現在の時点で一四七、〇〇〇ドルと評価し、その四分の一弱の金額に該当する。これも夫にとって不公正とされるが、推測によれば、妻は教育も職業的な訓練も不足しており、離婚後、経済的に独立して生活できない恐れがあるため、離婚後の妻の生活を支える手段として、支払いをみとめたのであろうか。裁判所のいうように、妻のために年金受給の権利を宣言するのみでは達成されない緊急の必要性が存在したものと判断される。

③ Graff v. Graff (一九八七) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九七五年に婚姻し、一九八四年に別居した。婚姻時、夫は五十五才であり、過去二十二年間、「大工職年金プラン」に拠出を続け、また政府の「退職年金プラン」にも登録していた。彼はまた八〇、〇〇〇ドルの貯金および家屋その他の財産を所有していた。婚姻後、夫婦は夫の住居で生活していたが、一九七八年にこの住居を抵当に入れ、夫の貯金から四二、〇〇〇ドルを支出して別の住居を購入した。その後、妻の離婚請求に対し、一九七九年の家族関係法のもとで、原審は妻に住居の半分、年金（婚姻中に受取った）の半分、夫の貯金の半分を与えたので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、夫の主張を認め、次のように判断している。すなわち、退職後の収入を準備するため婚姻中になされた貯金は、一般的に、家族関係法のもとで、年金と同様に家族財産として分割されることになる。しかし、裁判所は婚姻期間が短かかったこと、財産が得られた日および財産の取得、保存、改良に関する他の事情に照らし、不平等な分割をする権限を有しているという。

本件では、一九七五年に夫婦が婚姻した際、夫は五十五才すでに退職しており、「大工職年金プラン」にもとづいて年金を受給している。約十年間の婚姻中もこのような事情にあった。離婚に当つて問題になるのは、このようにすでに夫が受給した年金について、妻がどのような権利を有するかということである。原審は家族関係法の規定により、婚姻中に夫が受取った年金の半分について妻に権利がある旨を認めており、この判断は当を得ていよう。他方、夫は住居および年金に関する原審の判断を当然のこととして、とくに問題にせず、貯金について

のみ控訴したため、裁判所もそれのみを判断の対象として取り上げたものと思われる。

(一) R. F. L. 3d. vol. 11. p. 392. 1987.

2 アルバータ州

アルバータ州では一九二一年にはじめて、「妻に関する法律」(The Married Women's Act)を制定し、その第二条によれば、妻をあたかも未婚婦人であるかのように扱い、夫婦の財産および他の権利を彼等が他人であるかのように分離した。⁽¹⁾妻が婚姻時に所有したもの、婚姻後に取得したすべてのものは、彼女のものであり、彼女一人のものである。しかし、妻は夫に混同されるという原則にもとづいた効果のないコモン・ローの原則を維持しながら、夫は適切と判断する標準により、妻に非行のない限り、彼女を扶養する義務を負わせていた。⁽²⁾

降つて、一九七一年にアルバータ法律調査・改正協会(The Institute of Law Research and Reform)は、一九七五年八月に夫婦財産に関する報告書を提出した。⁽³⁾報告書では多数意見として、贈与または相続以外で婚姻中に得た所得(gains)を離婚時に平等に分配する体系を支持した。⁽⁴⁾しかし、当面の問題となっている年金について、「家族財産には年金を含む旨を規定されるべきである」と定めていた。⁽⁵⁾ところが、一九七七年の第十八回議会に提出された Bill 102—夫婦財産法(The Matrimonial Property Act)によれば、州政府はさきの報告書の少数意見に組し、多數のガイド・ラインを考慮する裁判上の裁量(Judicial discretion)による方法を採用したため、年金に関する規定は姿を消してしまった。かくして、一九七八年五月十六日に「夫婦財産法」が議会の承認を得て、一九八〇年一月一日より施行されることとなつた。

元にみたアリト・イッハム・クロハニア州の一九七九年の「家族関係法」では第四十五条に年金に関する規定を設け、年金に配偶者の権利を認めていた。⁽⁷⁾これと対象的にアルバータ州の「夫婦財産法」は第七条・一項において、「裁判所は、本条に従い、夫婦双方および各自によって所有されるすべての財産を夫婦間に分配する」とが記載する⁽⁸⁾のみ規定する。年金については何も触れていない。判例はこの問題をどのように理解するのであつか。

- (一) R.S.A. 1922. ch. 214.
- (∞) M. Stone, Matrimonial Property Law. The Movement towards Equality. Separation or Community? Alberta L.R. vol. 16. p. 379. (1978)
- (∞) H. Holland, Reform of Matrimonial Property Law in Ontario. C.J.F.L. vol. 1. p. 15. (1978)
- (4) H. Holland. op.cit. p. 15.
- (15) H. Holland. op. cit. p. 15.
- (∞) E.M. Roche. Treatment of Pensions upon Marriage Breakdown in Canada: A comparative study. C.F.L. Q.vol. 1 p. 189. (1989)
- (∞) R.S.B.C. 1979. vol. 2. p. 13.
- (∞) Alberta Family Law Statutes. 1993. p. 183.

① McAlister v. McAlister (マクアリスター事件)⁽¹⁾

アルバータ州でのローング・ケイス事件における、「地方自治体年金法」(The Local Authorities Pension Act)に従い、カルガリー市消防局の年金が問題となつてゐる。夫は年金の支払をうけるのに必要な十

五年間の勤務を満了し、二年後に五十五才で退職することができた。妻は年金の分け前を与えられている。事実関係はこれ以上明らかでないが、本件における夫婦にとって、多分、大多数の夫婦の場合と同様に、夫の年金は最も重要な家族財産としての婚姻住居と肩を並べているにちがいない。夫の年金が離婚時に他の家族財産と並んで、なんらかの方法で分割の対象にされる」と認めたのは、これによつても明らかである。

- (一) F. D. Pask and C. A. Hass, Division of pension: the Impact of Family Law on Pensions and Pension plan Administrators. C. F. L. Q. vol. 9. pp. 137-138. (1992)

② Herchuk v. Herchuk (一九八二) 事件⁽¹⁾

この事件において、裁判所は年金に関連して次のようく判断している。すなわち、年金受給権は夫婦財産法の意味において、財産である。同法は、夫婦が蓄積した財産を分配する目的としている。年金受給権の蓄積は退職または他の将来のニーズにそなえるための元本の蓄積と区別するとはできない。「財産」は同法によつて限定されていなくから、年金制度による利益を含む無体財産を含んでいる。年金はそりにとじ込められ、譲渡することができる、ローンの担保として利用できず、しかも評価が困難であるという。

同じく Mc Alister v. Mc Alister (一九八二) 事件と同様に、年金が夫婦の財産に含まれる事実は認められる。だが、年金の評価はもとより分割についても大きな疑問を呈している。年金は公開の市場に出すことではできないし、したがつて正確な価値を定めることはできない。このような理由から、裁判所は不確実な評価しかできないものを分割しようと努力すべきではないし、年金が年金者によって受取られ、額が確定するのにかかるべきではないかともいわれる。⁽²⁾つまり、年金は財産にはちがいないが、将来の収入という意味での財産を考

べるのではなかろうか。」のよひに考へるため、その評価・分割も将来の問題とするのであらへ。

- (1) R. F. L. 2d. vol. 35. p. 327 1983.
(2) E. M. Roche, Treatment of Pension upon Marriage Breakdown in Canada. A Comparative study. C. F. L. Q. vol. pp. 191-192. (1989)

3 サスカチュワノ州

サスカチュワノ州では、一九七四年の試験的提案 (tentative proposals) において、法律改正委員会 (The Law Reform Commission) の夫婦財産法部会が、すでに婚姻してくる夫婦のために、「裁判上の裁量を伴へ特有財産」と婚姻住居の共有を勧告し、法律施行後に婚姻する人々のために、「分配を据え置かれた共有財産」(Deferred Community) の制度を採用しようとする。⁽¹⁾ 分配を据え置く制度において、夫婦は婚姻中、財産に関する別别人であるが、制度の終了に当つて、婚姻中に生じる所得 (gains) は夫婦間で平等に分配されねばならない⁽²⁾。」のよひにみる離婚と年金カナダにみる離婚と年金

右にみたように、夫婦財産法は年金を夫婦財産に含めていないが、このような規定のもとで判例はどうな見解を示すのであらうか。順を追つて概観すべし。

- (1) H. Holland. Reform of Matrimonial property in Ontario. C. J. F. L. vol. 1. p. 14. (1978)
- (2) M. Jackson, Working paper 8. Family property. Ottawa L. R. vol. 8. pp. 292-293. (1976)
- (3) R. S. S. 1965. vol. 5. ch. 340. p. 5155.
- (4) S. S. 1979. ch. M-6. 1. p. 1.
- (5) S. S. op. cit. p. 2.

① Ronning v. Ronning (一九八一) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九五一年に婚姻し、一九八〇年に別居し、一九八一年五月十九日に離婚した。夫はカナダ国鉄に雇われ、九年六ヶ月後の退職により、年金をうける資格がある。夫は一九八二年十二月末に早期退職する可能性はあつた。だが、年金は彼の雇傭が終了しなければ、現金としての価値はない。妻は年金の分割を請求した。

裁判所はこれに対し、妻の請求を斥け、次のように判断している。すなわち、夫はせいぜい、年金に関して期待権 (expectant right) を有しているにすぎない。年金は夫によって所有される不動産でも動産でもないし、妻が請求したときに夫は年金について権利を有していなかつた。夫が受け取ることができるようになるはずの年金は、それゆえ、夫婦財産法のもとでの財産ではなかつたといふ。

② Frolick v. Frolick (一九八一) 事件⁽²⁾

この事件において、夫婦は一九五八年六月に婚姻し、一九七八年に別居した。そのとき、夫婦は妻が婚姻住居を独占的に使用し、税金を支払い、財産を維持することを合意した。別居するまで、夫は年金のための拠出を続けてきた。その結果、夫はその時点で退職すれば、一生涯、毎月、年金の支払いをうけることができるはずであるが、彼は退職することなく、仕事を続けている。妻は夫の年金を含む夫婦財産の分割を請求した。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、年金は夫婦財産ではなかつた。年金は、もしされがすでに、請求次第で利用できる流動資産 (Liquid assets) になつておれば、夫婦財産に含められよう。しかししながら、将来、年金のもとでなされる支払いにすぎないと位置づけられている。妻が年金を夫の財産としてその分割を請求しても、その時点では認められるはずがない。

- (1) R.F.L. 2d. vol. 27. p. 1. 1982.
(2) R.F.L. 2d. vol. 27. p. 383. 1982.

わきにみた①の事例では、裁判所は年金を夫婦財産法にいう財産とみていない。夫が現実に退職すれば、その時点ではじめて年金を請求する権利が発生する、夫が請求すれば、カナダ国鉄が年金を支払うことになり、夫としてはその時点で年金受給権を評価し、その評価にもとづいて妻に分割できるわけである。それ以前は、年金は財産と化しておらず、夫にとって一種の期待権にすぎないと位置づけられている。妻が年金を夫の財産としてその分割を請求しても、その時点では認められるはずがない。

また、年金の種類は異なるかも知れないが、②の事例でも、夫は長年にわたつて年金のための拠出を継続した結果、退職すれば年金を受給できるのに、仕事を続けており、年金受給権が発生しない点では、①の場合と異ならない。ただ、ここでは期待権という言葉は使用されておらず、請求次第で利用できる流動資産になつていないと

される。」のよう、当初の二つの事例はいずれも、年金受給権を夫婦財産と認めていなかつた。だが、これに続く事例は一転してこれを夫婦財産と認めているのが注目される。

③ Morrel v. Morrell (一九八三) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫は雇主と契約し、彼の仕事およびそれにに対する毎月の支払額が不確定であることを考慮し、退職により雇主から定期的な支払いをうける権利を認められていた。すでに別居していた妻は、別居の日付で評価された年金価格の半分について権利を主張したのに対し、裁判所はかかる妻の権利を認め、退職による年金基金の正確な評価を求めたので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、夫の控訴を認容し、次のように判断している。すなわち、妻は年金権の分割に関する彼女の立場はもとより、年金または年金の価値に関する夫の権利の性格を立証していない。それゆえ、分割を命じるには証拠が不充分であるという。

④ Tataryn v. Tataryn (一九八四) 事件⁽²⁾

この事件において、裁判所は年金に関して次のように判断している。すなわち、夫が退職により、一生涯、定期的な金額を受け取る契約上の権利を有するとき、彼は年金についてまだ満期になつていなければ、既得権(vested entitlement)を有している。年金の権利が与えられるときはいつでも、無体財産=債権(chose in action)を構成し、婚姻中に取得されたならば、州の夫婦財産法に従い、夫婦間に分割されるべき夫婦財産である。しかも、契約の条項に従つて定期的に支払いをうけるべき契約上の権利によつて構成されている。年金を受け取る権

利は、評価され、分割されなければならないといふ。

- (1) R. F. L. 2d. vol. 33. p. 246. 1983.
(2) R. F. L. 2d. vol. 38. p. 272. 1984.

やがてにみた③の事例では、夫は雇主との間の契約で退職後に年金を受給する権利を認められていた。そこで、夫はまだ退職していないが、すでに別居したいた妻が夫の年金について半分の権利を主張した。①および②の事例では、いのよう夫がまだ退職していない場合、年金について夫の受給権はまだ発生しておらず、単なる期待権にすぎないとか、まだ流動資産＝債権になつていらないという理由により、夫婦財産には含まれず、したがつて分割を請求する権利もないとしていた。だが、ここでは明確に、退職前の夫の年金受給権を夫婦財産に含めていれる点が重要である。年金の価値およびその分割について妻が充分に立証したならば、請求は認められたにちがいない。

また、④の事例では、夫の退職前の年金受給権について、単なる期待権に留めることなく、既得権として夫婦財産に含まれるものとしており、これを前提として分割を認める。このように、いくつかの事例を順に概観したところ、サスカチュワン州の判例によれば、*Tataryn v. Tataryn*（一九八四）事件により、年金を夫婦財産に含めない考え方から一転し、これを夫婦財産に含めたすべ、評価および分割を行うべきだとする明白な方向に進んだ事情を知ることができた。このような事情をふまえて、サスカチュワン州の新らしい夫婦財産法では年金を夫婦財産として扱つゝとにならうといわれる。⁽¹⁾

- (1) E. M. Roche, Treatment of pensions upon Marriage Breakdown in Canada. A comparative study. C. F. L. Q. vol. 1. p. 194. (1987)

4 マリーベート

マリーベート州において、一九七〇年の「妻の能力・財産および責任に関する法律」(An Act respecting the capacity and Liability of Married Women) —略称、妻所有財産法—によれば、第四条・一項で、「(a) 一九四六年一月一日の直前に妻の財産であった、(b) 一九四五年十一月三十一日以降に婚姻した女性が婚姻当時に所有していた、または(e) 一九四五年十一月三十一日以降に妻によって取得され、もしくは妻に帰属したすべての財産は、あらゆる関係において、あたかも彼女が未婚婦人であるかのように、彼女に帰属し、それに応じて処分される」とがであります。旨を規定する。⁽¹⁾ だが、その後、法律改正委員会 (The Law Reform Commission) は一九七五年の報告書⁽²⁾より、婚姻住居については共同所有権 (Joint ownership) を、他の財産については、財産の消費を中止させる手段を伴い、かつ、贈与および相続、不法行為による損害賠償および第三者によって支払われた保険金を除外しながら、「分割を据え置く」方法を提案した。一九七八年十月十五日より施行された「夫婦財産法」(The Marital property Act) によれば、資産という財産を事業資産と家族資産に分類した。年金の権利、生命保険、住居の保険証券は明確に事業資産から除外されるが、しかし家族資産には含まれていなかつた。⁽²⁾ のような事情を背景として、二件の事例が現わされた。

- (一) R. S. M. 1978. ch. 24. p. 97.
- (二) D. Pask and C. A. Hass, Division of Pensions: The impact of Family Law on pensions and pension plan Administration. C. F. L. Q. vol. 9. p. 139. 1992.

① Isbister v. Isbister (一九八一) 事件⁽¹⁾

この事件において、婚姻当時、妻は先夫の死亡による生命保険金を得ていた。彼女は裁判上の別居、子の監護、扶養料および夫婦財産の分割を請求した。原審は別居、子の監護を妻に与え、子の扶養料として月に二五〇ドルの支払いを夫に命じ、夫の年金受給権を三五、〇〇〇ドルと評価したので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、夫の控訴を容認し、次のように判断している。すなわち、原審がかかる年金受給権を三五、〇〇〇ドルと評価したことは間違っている。年金受給権は、人が雇傭より退職した将来においてうける収入である。いかなる配偶者も彼と無関係な現金または金銭上の価値を支払うよう強制されることはないという。つまり、夫婦財産法のもとで夫の年金はまだ夫婦財産に含まれないことを明言するにほかなりましい。だが、その後、マニトバ州では一九八二年の夫婦財産法の改正により、年金を夫婦財産に含めている。具体的には同法第一条二項に、「下記の財産は、本法の意味および目的において、家族財産である。(a) 年金または退職計算もしくは制度のゆきでの権利……」と規定しており、この規定のもとでのリーデング・ケイスが現わることになる。

(1) R.F.L. 2d. vol. 22. p. 234. 1981.

(2) E.M. Rocche, Treatment of Pensions upon Marriage Breakdown in Canada. A comparative study. C.F.L. Q. vol. 1. p. 195. (1987)

② George v. George (一九八三) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫は雇傭の終了に伴い、彼の年金プランが評価され、妻はその評価額の半分を一括して与えられたので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、控訴を認容し、次のように判断している。すなわち、年金の評価は法律のもとで適切なものではなかつた。年金の市場価格を決定するのは困難かも知れないが、それにかかわらず、年金はいぜんとして価値があり、それについて妻は分割をうける権利を有している。これから将来にわたつて夫に支払われる年金の受給権について、妻は利害関係を有しております、その分割は、妻が夫の年金に寄与した婚姻期間の月数の半分を基準にして行われるといふ。

（一）では、一九八一年の夫婦財産法の規定のもとに、夫の年金が夫婦財産に含まれる」とを当然の前提として認め、それを分割するための具体的な基準を示していく。」の点ではまさにブリティッシュ・コロナビア州の Rutherford v. Rutherford（一九八一）事件で裁判所がとつた判断に従つております⁽²⁾、年金の問題を解決するためのマニトバ州でのリーティング・ケースとされるゆえんも理解できよう。」のような次第で、一九七五年当時は年金の分割について何も触れていた「年金受給権法」（The pension Benefit Act）は、一九八四年一月に、婚姻破綻による年金受給権の分割のために特別な規定を設けるにいたつていふ。⁽³⁾ マニトバ州の立法が年金を夫婦財産に含める点では、ブリティッシュ・コロンビア州と同じであり、アルバータ州およびサスカチュワーン州とはちがいをみせてゐる。

（一） R. F. L. 2d. vol. 35. p. 225. 1983.

（二） E. M. Reche, Treatment of Pensions upon Marriage Breakdown in Canada. A comparative study. C. F. L. Q. vol. 1. p. 196. (1987)

（三） Is the pension "property"? R. F. L. vol. 28. p. 141. (1990)

5 オンタリオ州

オンタリオ州における夫婦財産法改正の過程は一九六〇年の「オンタリオ州法律改正委員会・家族法調査プロジェクト」(Ontario Law Reform commission's Family Law project)によつて開始されていた。一九七四年には六部から成る報告書が出版され、その第四部で夫婦財産法の改正について、詳細な提案を行つてゐる。⁽¹⁾ 基本的には、婚姻は特有財産を維持し、婚姻破綻に当つては、利益を平等に分配する」とを含んでゐる。⁽²⁾ いのちの提案が当時の法務長官によつて拒否されたのち、まず一九七五年の「家族法改正法」(the Family Law-Reform Act)が制定された。⁽³⁾ この法律は夫婦の人格の單一性を廢止し、「復帰信託の推定」(Presumption of the Resulting trust)で置き代えた。また、夫婦の一方は、彼または彼女が労働・金銭または金銭的な価値で寄与したとき、婚姻関係を理由に賠償または財産上の利益を請求する権利を奪われることなく、これらに夫婦は、寄与が単に夫婦の一方に期待されるにすぎないものであつたという理由で、権利を奪われることはないとする。⁽⁴⁾

ついで、一九七八年の「家族法改正法」が同年三月三十一日より施行された。⁽⁵⁾ その第三条によれば、「裁判上の裁量を伴う特有財産」と「分配の据え置かれた特有財産」制度の混合したものとして、「家族財産」(Family property)の制度を採用している。⁽⁶⁾ 婚姻の継続中は特有財産を維持するけれども、第四条。一項ないし四項によれば、婚姻無効の判決が云渡されるとき、または夫婦が別居して、同居を回復する合理的な期待が存在しないとき、裁判所は家族財産を、ときに応じて、平等または不平等に分配する権利を与えられる。⁽⁷⁾ だが、年金は家族財産の定義に含まれていないし、実際上、大多数の妻は、婚姻中に夫によつて取得された年金、株式および事業に対しても

「」へ制限された主張しかできない」とを意味していたのではあるまいか。

当時、州内では法改正の必要性については一般的な合意がみられたが、改正のための具体的な方法として、二つの見解があった。一つは、法律で認められている重要な問題、たとえば家族財産のなかに年金を含める」とを明記するとか、一方の死亡の場合にも適用できるようにするところ、たった問題に限定した法改正が望ましいとする。⁽⁸⁾ もう一つは、オンタリオ州を他の諸州と同列に置くためには、より根本的、かつ、細部にわたる改正を要求する。⁽⁹⁾ そして、最終的には後者が勝を占めることとなつた。一九八六年に「家族法典」(The Family Law-Act) が制定され、同年三月一日より施行され、財産の分割を据え置くことに加え、一九七四年の法律改正委員会によつてなされた提案を基本的に実行に移している。年金との関係では第四条・一項において、「財産は不動産または動産の確定または不確定な現在または将来のすべてのものを意味し……」⁽¹⁰⁾ しかし、やがて「既得の年金プランのもとでの夫婦の一方の権利については、他の人々によってなされた寄与を含むプランのなかでの夫婦の利益」を含むものとしている。しかし、年金をどのように評価し、どのように分割すべきかについては、何も規定していない。以下、事例の流れをたどつてみよ。

- (1) Bissett-Johnson and Holland, Matrimonial property Law in Canada. p. 0-8. (1987)
- (2) H. Holland, Reform of Matrimonial property in Ontario. C. J. F. L. vol. 1. p. 16. (1978)
- (3) H. Holland, op. cit. p. 17.
- (4) H. Holland, op. cit. p. 17.
- (5) R. S. O. 1980. vol. 3. ch. 152. p. 107.
- (6) R. S. O. 1980. op. cit. p. 109.

- (～) R.S.O. 1980, op. cit. pp. 110-111.
- (8) Bissett-Johnson and Holland, op. cit. p. 0-12. (1987)
- (9) S.O. 1986, ch. 4, p. 1.
- (10) S.O. 1986, ch. 4, pp. 5-6.

① St. Germain v. St. Germain (一九七八) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六〇年五月に婚姻したが、一九七八年一月に別居した。また、一九六四年に購入した婚姻住居は六〇、〇〇〇ドルの価値がある。夫の年収は一九、〇〇〇ドルであり、また年金制度に加入しており、六十五才に達してとき、年に約五、〇〇〇ドルが支払われることになっている。拠出金およびその利息は一九七八年一月現在で一〇、六三〇ドルである。妻は看護婦となるための勉強を続けながら、別居後も仕事を従事していた。彼女は一九七八年の「家族法改正法」のもとで家族財産の分割、扶養料および子の養育費を求めて提訴した。夫は反訴で婚姻住居および家具類の売却、年上の二人の子の監護を求めた。原審は婚姻住居等の売却を命じ、さらに夫の年金について、妻はその評価額の半分について権利があると認めたので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、夫の年金に関して彼が六十五才に達するとき、支払いをうける権利があるという将来の権利付与は家族財産ではない。しかしながら、年金は、婚姻住居の売却金から一、〇〇〇ドルの一括払いをすることを正当化するものとして考慮に入れられるといふ。

まさにみたように、オンタリオ州において、一九七八年の「家族法改正法」は、「裁判上の裁量を伴う特有財産」および「分配の据え置かれた特有財産」の制度の混合したものとして、「家族財産」の制度を採用した。だが、当

面の問題である年金について、これを家族財産の定義のなかに含めていなかつた。

①の事例では、右にみたような事情のもとで、年金の受給権—支払いをうける権利があるという将来の権利付与は家族財産として正面からは認められなかつた。だが、他方で婚姻住居の売却金から一、〇〇〇ドルを一括払いすることを附加的に正当化するものとして考慮に入れるとする。このことは、年金は家族財産とは認めないけれども、年金の受給権およびその分割をも事実上認める結果を生じさせている点に先例としての価値が与えられる。

(1) R.F.L. 2d. vol. 14 p. 186. 1980.

② Hodgins v. Hodgins (一九八〇) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六〇年に婚姻し、一九八四年に別居した。夫婦双方は婚姻中、仕事に従事し、収入をプールしたが、その額はほぼ同額であつた。夫は被用者年金制度 (The Employer's pension plan) に拠出し、妻はその収入をいくつかの方針で投資していた。妻の離婚請求に対し、夫は家族財産の分割を求めた。

裁判所はこれに対し、家族財産を分割し、次のように判断している。すなわち、収入をプールすることにより、妻は間接に夫の年金基金に拠出しており、その価値の半分について権利がある。この基礎の上に年金は六八、〇〇〇ドルの価値があつた。年金を実現させるよう要求することは、夫にとって損害が大きい。年金を処理するための適切な方法は、妻によって夫に拠出されたすべての金銭を分割することであつたという。

③ Laffamme v. Laffamme (一九八四) 事件⁽²⁾

」の事件において、夫婦は一九四九年に婚姻し、一九八一年に別居した。妻は婚姻住居を維持し、子の監護・養育に当り、夫の仕事の手助けをした。夫は会社の年金およびカナダ年金制度 (Canada pension plan) に加入している。夫の年収は三〇、〇〇〇ドルを越える。妻はパートで働き、年に一、五八五ドルを得た。離婚訴訟において、妻は一九七八年の家族法改正法に従つて財産の分割を請求した。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、婚姻中の夫の収入にもかかわらず、その結果としての家族財産の蓄積は存在しない。妻が家庭・子の監護および夫の仕事に及ぼした寄与は、それを理由に、夫の会社の年金およびカナダ年金制度による権利について利益をあたえられるといつ。

(2) R.F.L. 2d. vol. 50. p. 456. 1980.

(3) R.F.L. 2d. vol. 40. p. 366. 1984.

右にみた②および③の事例も、①の場合と同様に一九七八年の家族法改正法に依拠している。事案の内容も両者はよく似ている。婚姻継続の期間は後者の方が長いが、夫は被用者年金制度、企業年金、カナダ年金制度等に加入している。そして、いずれも家族財産の分割が請求され、それに伴い、年金をどのように扱うかが問題の焦点とされた。家族法改正法のもとで、年金が家族財産と認められていない事情も異なるところはない。これらの前提のもとに、年金についての妻の寄与を評価し妥当とされる割合にもとづいて、妻に分割するよう命じている。年金を事実上家族財産に含めており、離婚に当つては、一方より他方へ、適切な割合で分割すべきである」とを法律で認めるのに何の障碍もない状況に達しているとみてよい。

ところで、オンタリオ州において、一九八六年の「家族法典」(the Family Law Act) は同年一月一日より施行されたが、それより約三ヶ月後に現われたのが、次にみる④及び⑤の事例である。

(4) **Porter v. Porter (一九八六) 事件⁽⁴⁾**

この事件において、夫婦は一九六四年七月に婚姻した。夫は教師であり、妻は看護婦であるが、婚姻時に彼女は職を辞した。妻は子の養育のため家庭に留まり、さらに夫が資格を昇格させるために助力する責任を引き受けていたが、一九八四年に別居した。夫は一九五九年以來従事してきた雇傭による年金を有しており、一九九四年九月に完全な年金を得て退職するつもりであった。だが、夫は他の女性と同居し、そこに一人の子がある。一九八六年の家族法典のもとで、妻は扶養料および財産の分割を請求した。

裁判所はこれに対し、妻の請求を認め、夫の年金について次のように判断している。すなわち、年金についての妻の利益を評価する適切な方法は、妻が寄与した夫婦としての同居期間の月数の半分について、年金受給権が支払われるべきである。この方式は、年金が支払可能となつたときにのみ適用することができる。夫は一九九四年に退職するであろうから、夫は妻の分け前の信託受託者であったという。

(5) **Marshall v. Marshall (一九八七) 事件⁽⁵⁾**

この事件において、夫婦は一九六二年に婚姻し、一九八三年に別居した。夫は連邦政府に雇われ、解雇されない限り、仕事を止めたとき、離婚手当および年金を得るはずである。年金の条項によれば、夫が無能力を理由に退職する場合を除き、夫が直ちに減額されない年金を得て退職できる最も早い日付けは、彼が六十才になる一九九六年四月六日であった。妻は家族法典の第五条のもとで家族財産の均等化を請求した。

裁判所はこれに対し、家族財産を評価し、均等に分割し、次のように判断している。すなわち、妻は八〇、〇〇〇ドルを均等化の支払いとしてうける権利がある。夫の年金は主要な財産であるけれども、即座に均等化して

支払うべきとは適切でない。妻のための年金受の部分は、夫に対し、ブリティッシュ・コロナビア州の Rutherford v. Rutherford (一九八一) 事件で夫が要求されたように、妻の分け前の範囲において、夫が妻のために信託として保有すべきであるといふ。

- (4) R.F.L. 3d. vol. 1. p. 12. 1986
(5) R.F.L. 3d. vol. 7. p. 1. 1987

私がみた(1)なよ(2)の事例は、いずれも、一九七八年の家族法改正法にもとづいた。といふが、(4)および(5)の事例は、一九八六年一月一日より施行された家族法典の規定によるものとなる。同法第四条・一項のなかで、「既得の年金プランのもとでの夫婦の一方の権利については、他の人々によつてなされた寄与を含むプランのなかでの夫婦の利益」を含めて、家族財産の一つと認め、その受給権の適切な分割を命じている。しかし、年金というユニークなタイプの財産の評価および分割については、何も定めていない。このような事情のもとで、(4)および(5)の事例において、裁判所は夫婦の年金について妻が寄与した同居期間を確定したうえ、その月数の半分について妻の権利を認める。そして、現実に分割されるまでは、夫を妻のための信託受託者の地位において妻の利益を保護する方法を取つてゐる点をよくに評価しなければなるまい。かくして、オンタリオ州において、年金は解雇手当、登録退職貯蓄制度 (Registered Retirement Savings Plan, R.R.S.P.) および信託収入などと共に、すべて夫婦間に分割されるべき家族財産の一部であつたことが判例によつても認められている。

- (1) E.L. Lenkinski, A practical Guide to the Family Law Act. 1986. p. 150.
(2) E.D. Pask and C.A. Hass, Division of pensions: the Impact of Family Law on pensions and pension plan Administration. C.F.L.Q. vol. 9. p. 140. (1992)

三 おわりに

本稿では最初に、わが国において、離婚の際に問題となる財産分与の一環として、退職金・恩給・年金が判例でどのように判断されているのか概観してみた。その結果、退職金については、すでに支給されたとき、または支給が決定しているとき、離婚に際して財産分与として清算の対象にすべきものとされる。だが、将来支給されるはずの退職金については、支給の蓋然性の程度のちがいに応じて、別の判断が行われていた。退職金をめぐるこのような事情とはうらはらに、年金の清算を問題とする事例は見当らなかつた。このことから、離婚に当つて年金が全く問題にならないとすることはできない。本稿の最初に指摘しておいたように、離婚が訴訟沙汰となるに先立ち、夫婦間の協議または家庭裁判所の調停の場で、主として夫の年金の清算について、適切な解決が計られている例が多いためではないかと推測される。

わが国こののような事情とは対照的に、カナダにおいて、ほとんどの場合、退職金よりも年金が主要な問題として登場してくる。年金の問題は家族法の分野での大きな争点の一つであり、一九七〇年代に夫婦財産法ないし家族財産法の改正運動が国中に広がつたときと同様に、解決すべき困難な問題のいくつかを提供していることはまちがいない。ほとんどの場合、年金の権利を取得するのは夫であり、妻はそれについて、切つても切れない利害関係を有している。これに関連して次のような事情が指摘されている。すなわち、カナダにおいて、中年すぎの女性の五十ペーセント以上は、貧しく、彼女たちのニーズを適切に満たすための公的・私的な年金収入はきわめて不充分である。彼女たちの多く、または大部分（そして、少数の男）は、報酬を得て働くと同時に、報酬の

ない家庭での労働力でもあるし、また彼女たちのコミュニティでのボランティアでもあるといわれる。⁽¹⁾ 婚姻住居および夫の職業上の年金が大部分の主婦にとつては、離婚に際して争う価値ある唯一の財産でもある事實を考え合わせるとさ、少くとも夫の年金受給権を家族財産に含めて考える」と、受給権に対する妻の寄与の評価ひいてはその分割を認める」とが必要となる。本稿で検討の対象として西部のコモン・ロー五州では、夫婦財産法。家族財産法等々の法律がこれらの趣旨を明記しているかどうかに關係なく、判例が合理的な解決方法を産み出している事實を明らかにすることができたのではないかと考えている。なお、本稿では一九八〇年代の判例を検討の対象にしたが、一九九〇年代に入ると年金の評価・分割などをめぐる改革がいくつかの州でみられるが、これらについては別の機会にとり上げたいと願つ。

- (1) J. Casels, Pension Reform and the Unpaid worker. C. F. L. Q. vol. 13 p. 173. (1997)